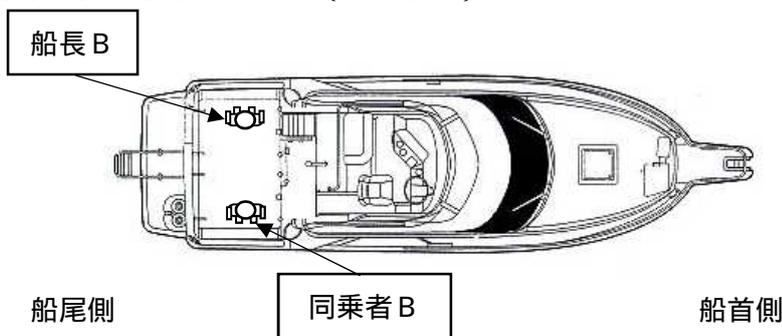


船舶事故調査報告書

令和3年4月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年1月22日 09時45分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市神島北北東方沖 神島灯台から真方位022°1,670m付近 （概位 北緯34°33.7 東経136°59.6 ）
事故の概要	遊漁船誠陽丸は南進中、また、プレジャーボートバラクーダは漂泊中、両船が衝突した。 バラクーダは、船長及び同乗者1人が負傷し、左舷中央部外板に破口等を生じ、また、陽丸は船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年1月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 誠陽丸、9.1トン ME2-5871（漁船登録番号）個人所有 13.72m(Lr)×3.94m×1.32m、FRP ディーゼル機関、450.0kW、平成19年11月26日 第240-60851号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート バラクーダ、5トン未満（長さ6.60m） 242-21807愛知、個人所有 6.60m(Lr)×2.43m×1.17m、FRP ガソリン機関（船外機）103.0kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月26日 免許証交付日 令和元年7月3日 （令和7年4月23日まで有効） B 船長B 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月20日 免許証交付日 平成28年4月7日 （令和3年6月16日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 重傷 1人(船長B) 軽傷 1人(同乗者B)
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に破口及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁を行う目的で、令和2年1月22日07時30分ごろ愛知県田原市伊良湖港を出港し、遊漁を行いながら、神島北北東方沖の伊良湖水道航路丸山出シ灯浮標付近の釣り場に向けて移動を開始した。</p> <p>船長Aは、操舵室右舷側の操縦席の前に立って操船に当たり、魚群探知機で釣り場を探しながら、約10ノットの対地速度で手動操舵により南進中、魚群探知機の映像で釣り場が近いと感じ、主機を中立運転としたところ、09時45分ごろA船船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、A船をB船に横付けし、両船の浸水及び損傷状況を確認するとともに、船長B及び同乗者Bが衝突の衝撃で転倒し、負傷しているのを認め、A船の釣り客の協力を得て船長B及び同乗者BをA船に移乗させた。</p> <p>船長Aは、伊良湖港の漁業関係者の知人に救急車を依頼するとともに、B船をA船によりえい航して伊良湖港へ向かっていたところ、事故現場付近にいた海上保安庁の巡視艇を認めたので、同巡視艇を呼び寄せ、本事故の発生を通報した。</p> <p>A船は、そのままB船のえい航を続け、巡視艇とともに伊良湖港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、釣りを行う目的で、08時00分ごろ愛知県西尾市東幡豆港を出発し、09時00分ごろ神島北北東方沖の伊良湖水道航路丸山出シ灯浮標付近で主機を中立運転とし、その後、船首を東方に向け、漂泊を始めた。</p> <p>船長Bは、船尾部の左舷付近に立って左方を向き、また、同乗者Bは、船尾部の右舷付近に立って右方を向き、それぞれが時々周囲を見ながら釣りを行っていた。(図1参照)</p> <div style="text-align: center;">  <p>船尾側 同乗者B 船首側</p> </div> <p>図1 B船の船長B及び同乗者Bの位置(本事故当時) 船長Bが、ふと左舷方を見たところ、B船の左舷方約500mのと</p>

	<p>ころにB船に向かって来るA船を認めたが、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けていたところ、避ける様子がなかったため、A船に向けて手を振りながら大声で呼びかけたものの、B船の左舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突により、顔面及び胸部を、同乗者Bは左上腕部を船体に打ちつけた。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、B船がA船にえい航されて伊良湖港に入港後、救急車で田原市所在の病院に搬送され、船長Bが左頬骨骨折、鼻骨骨折、顔面打撲症、上口唇挫傷、右手挫創、右膝挫創、前胸部打撲、同乗者Bが左上肢挫傷、頸部挫傷、左肘関節挫傷とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船の損傷状況(左舷船首部)、写真3 A船の損傷状況(右舷船首部)、写真4 B船の同型船、写真5 B船の損傷状況(左舷中央部) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、遊漁船の船長として約32年の経験があった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、神島北北東方沖の伊良湖水道航路丸山出シ灯浮標付近の釣り場に向かう途中、神島北北東方沖にふだんよく見掛ける2～3隻の他には他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないと思い、釣り場を探す目的で魚群探知機の映像を見ていたので、船首方で漂泊していたB船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>A船の釣り客は、それぞれ雑談しており、船首方で漂泊していたB船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、プレジャーボートの操船経験が約45年あり、本船と同型のプレジャーボートの操船を含め、本事故現場付近で漂泊して釣りをした経験が約20回あった。</p> <p>船長Bは、これまで、接近する他船が漂泊中のB船を避けてくれており、危険な状況に遭遇したことがなかったため、本事故当時、左舷方から接近するA船を認めたが、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思った。</p> <p>B船は、有効な音響信号器具として装備品の笛1個を操舵ハンドル上方にあるマグネットコンパスに紐で結んで備えていたが、船長Bは、慌てていて、同笛をB船の存在を知らせる有効な音響信号として使用することを思いつかなかった。</p> <p>A船及びB船は、乗船者全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、神島北北東方沖を南進中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い、釣り場を探す目的で魚群探知機の映像を見ながら航行を続</p>

	<p>けたことから、船首方で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、神島北北東方沖にふだんよく見掛ける2～3隻の他には他船を見掛けなかったことから、船首方に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、神島北北東方沖で漂泊中、船長Bが、接近するA船に気付いた際、航行中のA船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、これまで、接近する他船が漂泊中のB船を避けてくれており、危険な状況に遭遇したことがなかったことから、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、神島北北東方沖において、A船が南進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い、釣り場を探す目的で魚群探知機の映像を見ながら航行を続けたため、船首方で漂泊中のB船に気付かず、また、船長Bが、接近するA船に気付いた際、航行中のA船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、釣り場を探す際、前方に船はいないと思わず、また、魚群探知機で魚群を探すこと等の特定の対象に集中することなく、常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・船長は、漂泊中において、他船が避けてくれると思わず、周囲の適切な見張りを行い、他船が自船に気付いていない可能性を考慮し、余裕のある時機に注意喚起信号を行うとともに、機関を始動して移動するなどの衝突を避けるための措置をとること。 ・船長は、常時、有効な音響信号を行えるよう準備しておくこと。

付図1 事故発生経過概略図

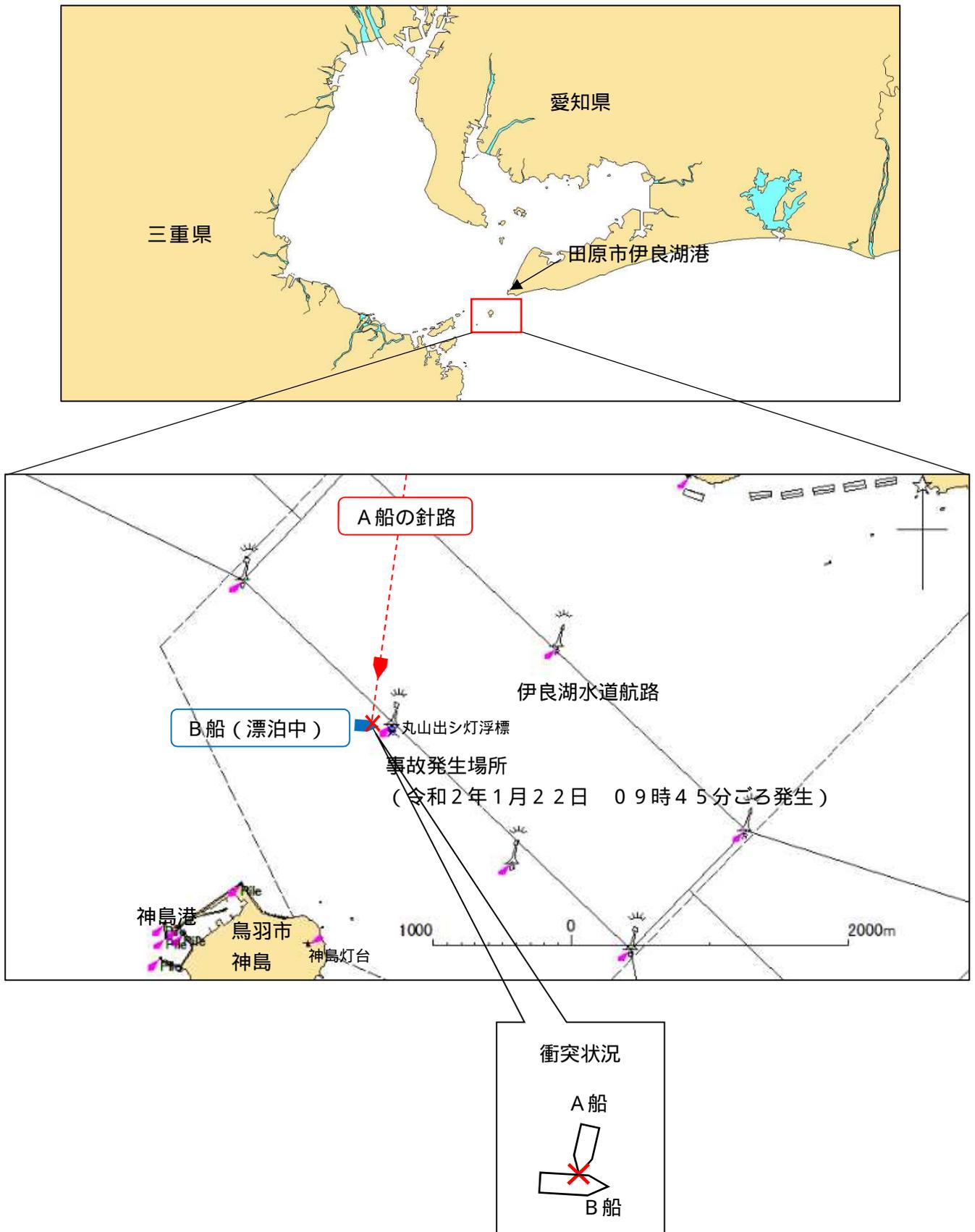


写真1 A船



写真2 A船の損傷状況（左舷船首部）



写真3 A船の損傷状況（右舷船首部）

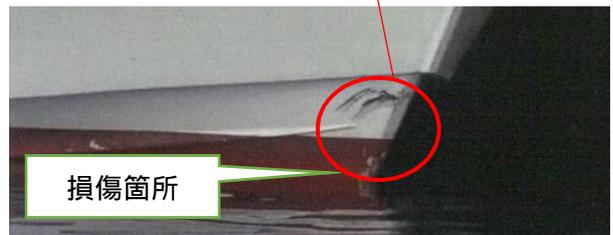


写真4 B船の同型船



写真5 B船の損傷状況（左舷中央部）



損傷箇所